竜崎温泉調査特別委員会報告書

新山委員長より報告がありましたので、全文掲載します

1 調 査 事 件

「竜崎温泉の指定管理者の管理において、様々な問題が発生した件につき、本施設の健全な運営に資するため施設及び指定管理者の管理状況についての調査」

2 委員会の開催回数　　６回

竜崎温泉調査特別委員会開催表

開催月日	出 席 者 等	備　　考
H21.3.24	委員	設置及び役員選出
4.10	委員、担当部署職員	概要調査
4.27	委員、担当部署職員 指定管理者	現地調査等
5.12	委員、担当部署職員	調査
6. 4	委員	調査
6.10	委員	調査

調査のため委員会を５回、また、現地調査もおこないました。設置された時の委員会をあわせて、計６回の委員会を開催いたしました。

3 調査の経緯と結果

（調査開始までの経緯）

まず､調査にいたる前の経緯についてご報告します。

平成19年６月に周防大島町より、竜崎温泉潮風の湯の指定管理募集が行なわれ、有限会社千鳥が指定管理者となりました。(有)千鳥は、竜崎温泉潮風の湯のリニューアルオープン以前から旧本館でのレストラン運営をされており、竜崎温泉の実情についてはよく認識されていたものと思われます。指定管理開始後の10月９日付の水質検査報告書によると、当温泉でレジオネラ属菌が検出され、その後も２度（計３度）のレジオネラ属菌が発生しました。

平成20年９月５日付けの文書で(有)千鳥から現行設備に不信感があることから、衛生管理上の向上と管理経費の削減を目的に、大浴場を含む６浴槽を現行の「セピアの湯」から新たに「白湯」（無色透明）に変更し、現状のろ過器を新たに「砂ろ過方式」とする案と、露天風呂の一部を含む４浴槽の現行の「循環ろ過」から新たに「源泉掛け流し」に変更するという提案書が提出されました。

それに対する町の回答は、「起債の関係、及び現指定期間中における管理条件、管理態様の著しい変更に繋がることなどが憂慮され、現段階において本提案を受け容れることは、管理代行委任者（町）として好ましくない」という考えの下、言わば「時期尚早」を理由に受け入れられない旨を回答されました。

ところが(有)千鳥は、その合意がないにもかかわらず、温泉・プール水の配管無断改造（平成20年９月28日～29日に施工）や町給水施設への井戸水配管接合（平成20年11月10日工事完了）などを行ない、さらには入浴剤添加も行なうなどこの件が世間に周知されることとなりました。

この間、町当局は、指定管理者に対し再三の注意・勧告をし、改善をはかろうとされましたが新聞報道などもあり事態を重く見て、３月３日から３日間管理業務停止の処分をし、調査を行ないました。以上が調査開始までの経緯であります。

（指定管理者の違反行為について）

調査の結果、(有)千鳥の法令等の違反行為は以下のとおりであります。

違反行為には、管理上の違反と運営上の違反があります。

まず管理上の運営管理の違反として、

１．レジオネラ属菌検出報告遅延であります。平成19年度に３件ありました。（公衆浴場法施行細則第11条第２項）

２．「入浴剤」添加であります。（温泉法第18条第４項）

そして、設備管理の違反として、

１．のれん設置のための施設無断改造。これは、事後町へ申請がありました。（基本協定書第３条、及び基本協定書第４条第２項）

２．温泉・プール水の配管無断改造。これは平成20年９月28日～29日に施工。（基本協定書第３条、及び基本協定書第４条第２項）

３．町給水装置への井戸水配管接合。これは、平成20年11月10日に接続工事が完了しています。（水道法施行令第５条第１項第６号）

さらに、運営上の違反として、

１．入浴、プール施設を利用する者以外への食事の提供。これは、平成19年９月14日町から指導しています。（基本協定書第３条、及び基本協定書第４条第２項）

２．施設内で携帯電話の販売及びこれに伴う温泉割引クーポン券の発券。（地方自治法第238条の４第７項及び第244条第３項）などの７項目の法令等の違反行為が認められます。